

平成24年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成24年3月9日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第1号議案 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
第2号議案 幸田町証紙条例の廃止について
第3号議案 幸田町税条例の一部改正について
第4号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第6号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
第7号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第9号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第10号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第20号議案 平成24年度幸田町一般会計予算
第21号議案 平成24年度幸田町土地取得特別会計予算
第22号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第23号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第24号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計予算
第25号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第26号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第27号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計予算
第28号議案 平成24年度幸田町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 中根秋男君 | 3番 志賀恒男君 | 4番 鈴木雅史君 |
| 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 | 7番 浅井武光君 |
| 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 | 10番 夏目一成君 |
| 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 | 13番 丸山千代子君 |
| 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 | 16番 池田久男君 |

欠席議員（1名）

2番 杉浦あきら君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦護君
参事	中山豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部 局長	長谷寿美夫君
教育長	内田浩君	教育部長	伊藤光幸君
教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君	消防長	近藤弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、大変御苦労さまです。

御報告いたします。

2番、杉浦あきら君から、入院治療中のため本日欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様15名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 志賀恒男君、4番 鈴木雅史君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第1号議案から第12号議案までの12件と第20号議案から第28号議案までの9件、合わせて21件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

3月7日の本会議で第21号議案までの質疑は終わっております。よって、本日は第22号議案に係る質疑から行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 国民健康保険制度の育児補助金の関係であります。今回、厚生労働省の補助制度が廃止になったということで、国庫支出金の補助が、3月分だけとして5万円計上という話がありました。一方、歳出のほうにおきましては、60件の予定で、2,520万円の計上という話がありました。

そうしますと、国の制度を廃止して本町単独で継続していく、もちろん条例があるから、やれると言えやれるんでしょうが、そういう格好をとっていき経過というか、それについての近隣市町とか、そういう状況についての説明を求めます。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 出産育児一時金の関係でございますけれども、この補助制度の経緯でございますけれども、当初、平成21年10月から23年3月までの暫定措置として、国が出産1件につきまして4万円上乗せをいたしまして42万円としました。このうちの4万円の上乗せ分につきましては、2分の1を国が補助するといったような形でございます。その後、国の補助制度廃止というような、期限切れということになるわけでございますけれども、1年間延長いたしまして激変緩和措置として24年3月まで継続するというところでございまして、4万円のうちの1万円を国のほうの補助対象ということでございます。

今回、その制度も補助制度がなくなるということでございますので、私どもとしては、今、議員もおっしゃいましたけれども、条例で定めていただいております。また、他の近隣の市町村も同様に今後とも継続していくというような情報も得るところでございまして、これまでどおり引き続き行ってまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この予算の説明では、収納率を3%アップ、滞納1%アップと、こういう説明があつて、どういう手法でおやりになるのかなという疑問を持つと同時に、この対前年予算でいきますと、1,000万円の国保税増という形の中にそれが織り込まれておられるのかどうなのか、どういう手法でやるのか。布団をはぎとってでも収納率をアップするのか、滞納は、なべ・茶わんを持ってなさるのか、こういう施策を進められるのかどうなのかという、収納率のアップと滞納の関係のアップ率について説明が

いただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） さきの議案説明におきましての私の説明が誤解を招いたかもしれませんが、もしそういうことであれば、おわびを申し上げたいと思いますけれども、私の説明の趣旨としましては、今、議員おっしゃられました、収納率が3%、滞納率が1%アップということではなくて、所得の伸びを3%、そして収納率を1%アップということで見込みをさせていただいたということでございます。そういった中でのものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 布団をはぎとるようなあこぎなことはせえへんよと。

言ってみれば、私がそういう理解をするというのは、前々からも申し上げているけれども、議案の説明というのは、朗読をもってよしとするという形で、朗読会であって説明会ではないと、こういうあなた方の対応の問題と、もう一つは、万たび申し上げますけれども、聞き手の粗相は言い手の粗相なんだ。聞き手がちゃんと理解できるような、言い手が神経を使って議会にもうちょっときちっとした緊張感を持って臨んでいただきたいということを申し上げておきますけれども、そういう点で、所得が3%の伸びがあると。それから、滞納の関係も含めた収納率の1%アップを目指したいと、こういう趣旨ですね。それはそれで結構です。

そうしたときに、町長は、町長選挙後、あなたは町長選挙をどうしてだというふうに私は理解しておるわけですが、まさに幸田町がピンチの状況にあると。ピンチをチャンスに変えるんだと、こう言って、非常に耳当たりがいい、言葉ざわりがよかったと。そうしたときに、じゃあそのピンチと言われるのは、何から生じているのか。それは、住民の暮らしが大変な状況だと。住民の暮らしが大変な状況のピンチの状況にあるから、町の財政も思うに任せないと。だから、町の財政もピンチなんだよと。こういうふうに私は一般的な理解でしとるわけですが、あなたの言われるピンチをチャンスに変えると。この2年近く、どういう手法でピンチをチャンスに変えられてきたのかというのがいま見えんわけです。

そういうことは、基本的に国保にかかわらずですが、これは議題が今国保になっているわけですから、国保でさまざまな手法を通じてピンチに陥っている国保加入者や住民に軽減制度を生かして、そのピンチから救っていく、こういう施策でなきゃならんと思うんですよね。

という点からいって、この今ある減免制度を拡充すると同時に、減免制度そのものを知らない方もたくさんお見えになるわけですよ。そうしたときに、税務と相協議をしながら、タイアップをしながら、そういう本来申請されてしかるべきだと、申請されれば軽減措置が受けられるんだよという人をきちっとフォローアップして、この制度が生かされるように、そういうのもピンチからチャンスに変える手法の一つだというふうに思うわけですが、そういうボーダーラインに見える人たちにどういう手だてをとっておられるのか。まさにチャンスに変えるという言葉が適切かどうかは知りませんが、ピンチの状況から行政が手を差し伸べていくと、支援をする、支えていく、そういう施

策の一つに減免制度というのがあるわけなので、それはどういうふうに具体的に対応されているのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 減免の関係での対応についての御質問でございますけれども、本町におきましては、周知の関係につきましましては、ホームページ、また広報など、いろんな形の手法をとりまして、制度の周知というものをさせていただいておるところでございます。

また、低所得者の減免の格付につきましましては、町民税非課税世帯などに対しまして、個別に申請勧奨も行わせていただいているところでもございます。

そのほか、法定減免ですとか、いろんなほかのところにもないような障害者医療、また母子医療関係の受給者に対する世帯に対しましても、そういった制度も設けておるところでもございます。

21年度は、町民税非課税の低所得者世帯に対しましても条例減免を拡大してきておるといようなことではございますが、いずれにいたしましても、議員おっしゃられるように、やはり所得が減少される、そういったようなことで、納付が滞るといったような方もお見えになるわけではございますので、そういった方々にそういった制度の趣旨というものもよく理解をいただけますように、またそうした、例えば滞納が多少滞ると、期間が続くというようなことがあれば、そういった個別に勧奨をさせていただく中で御相談にも応じさせていただいて、そういった早目に状況把握をさせていただくことが、今後の滞納が膨らむというようなことになって、余計収納率が下がるということにもつながってまいりますので、そういった対応に心がけさせていただいておるところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、答弁いただきましたが、言ってみれば法定減免、この法定減免は、税務のほうで所得水準、収入の状況をやれば、それに該当する人たちは法定減免の2割・5割・7割と、こういうのは自動的とは申しません。これはできる。

要は、先ほど申し上げたように、ボーダーラインの人たちにどれだけの減免を生かした施策を展開されるのかというのは、結局、税務に限らず、行政そのものがそうですが、取るほうは申告せんでも取ってっちゃう。だけれども、制度を受けようと思ったときには、申請主義ですよ。申請なき者に権利なしと、こういう考えなんですよ。

じゃあ、そういう人たちが申請をするかどうかという点で、わしはできるのかなというふうに思ってくれるのは一番いいことです。それで、相談に来ると。しかし、行ってもあかんだろうなということで、門前まで足を踏み出さないという人たちもたくさん見える。

そういう中で、過日の本会議でも、国保税の滞納と介護保険の滞納は大体同じですなというようなことは、どこかの議員が言ってたけれども、ばかなこと言っとっちゃいかんわけなんで、そういった点から含めていくなれば、まさに町長が選挙のときに言われたピンチをチャンスに変える、それは幸田町の財政をピンチからチャンスに変えるという手法じゃないんですよ。あなたの言われたのは、住民の置かれている状況がピンチに

陥っていく、そういうときに行政がどう支援をし、支えていくか、そのことを通してチャンスに切りかえていくというのが一般的な見方なんだ。私はそう思う。しかし、おやりになっていることは、ピンチだから、公共料金は値上げをする、国保税は増税をする、そのことによって町の財政はチャンスが訪れると。これは、事実経過がそうでしょう。

私はそのことについてどうのこうのは申しませんが、しかしあなたの言われている内容をきちっと受けとめていくなれば、法定減免はちゃんとやりますと、条例減免も一定拡大をされましたと。ただし、先ほどもちよろっと触れました。現年だな。現年の減収分についてはまだ手が届いとらんですよね。

現年はどうなるかというのは、派遣切りとか雇いどめがあって、ぼんと首を切られれば、もうそれからの収入は皆無に等しいと。皆無に等しいけれども、前年、一定程度稼いだことによって、前年の所得がある。前年の所得があるから、課税していくんだと。これでは、私は行き届いた施策だなというふうには思いません。

現年の減免の関係は、一面、危険と言いは適切じゃないけれども、リスクが伴うことは事実です。それは後で調整できるわけです。現実には、例えば年度途中で派遣切りや雇いどめになって収入がなくなった。就職活動を一生懸命やって、3カ月後に収入を得るようになったと。トータルでいったら、前年よりも減ってきたときにどうするのかという、一つ一つの問題をやっぱり個別に対応していかないと、こういうものはトータルの問題としてやっとりますわと言ったって、私はかゆいところに手が届くような減免制度ということにはならんだろうなというふうに思いますが、そうした、今、あなたの言われた条例減免はまた拡大をしましたよと。そういう中でも私は申し上げてきたけれども、現年分の減収に対してどう対応されるのか。難しいことを言えば、幾らでも難しくなるわけだ。しかし、そういう難しいのを、いろんな条件はクリアしなければいかんけれども、実施をするというようなところで、もうほかの市町で数は少ないですよ。数は少ないけれども、ほかの市町では、現年の減収分についても減免対象し、その状況が改善されれば、また改められれば、状況も含めて改善をしていくと、復元をしていくというような施策もとられているわけです。そこら辺はどうされるのかという点をお尋ねしたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 一定の部分につきましては、御理解をいただいたというふうに思いますけれども、現年度におきまして、退職をされた、そういったようなことによる急な所得の減少ということに対しての対応というものはどうするかということでございますけれども、私どもとしては、制度として課税をしなければならない。これは、それを放置するわけにはいきませんので、課税はさせていただかなければなりません。それに対して減免制度があるかどうか、そういったものについての御相談には当然応じていかなければいけないことだと思います。

私どもの幸田町におきましては、国保税条例におきまして、第23条第1項第1号におきまして、世帯主または国民健康保険に加入されている方が前年の所得が300万円以下といったような、そういった制度も設けておるところでございます。こういった制

度を活用いただける方につきましては、そういった制度を利用できるような、また周知もしていかなければならないというふうに思いますので、今後ともそういった周知については、意をとめて理解いただけるように御案内していきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 退職と言われると、定年退職というイメージがぱっとわいてしょうがないんだけど、定年退職だと言っても、退職金の多い少ないはあるにしても、派遣切りや雇いどめを退職者という扱いすると、私はもともとのイメージからいくと、非常に悪いなど。現状の認識の問題から言ったら、同じ退職ではありますよ。派遣切りも退職、雇いどめも退職、しかしその人たちから言えば、おれは退職なんかしたくはなかったと。したくはないけれども、雇いどめされ、派遣切りされれば、退職じゃないかという言葉から、言葉のイメージというのは、言葉じりをとらえて言うわけじゃないわけですが、そういった点でいくと、ちょっと退職と言うと、恵まれた退職しとって、ぜいたく言っとると、前年よりも減るのは当たり前じゃないかと、こういう感覚でやられたらたまったもんじゃないわけなんで、という点からもう一つは、前年の所得が300万円以下で、150万円を割らなきゃあかんですよ、2分の1まで減収。300万円を割っても、160万円だったら、その対象にならへんわけだ。そういう点から言ったら、160万円と言ったら、月々幾らになりますか。12万円そこそこですよ。それで、減免の対象にはしませんよと言ったら、国保税なんて、低所得者に占める割合というのは大変ですわ。

そういうことも含めていくなれば、もう少し状況を見て、今の現年の減収については、対前年の所得の何割かと。150万円、半分以下に減らなきゃどうしようもならんよといったときには、それが嫌だったら生活保護受けてくださいよと、こういうことになるわけなんで、そういうところに誘導をしないためにも、生活が受けられるかと言ったら、四の五の四の五の言って、幸田町に権限がないもんだ、県のケースワーカーが来て、言いたいことを言って、人権なんかくちゃんくちゃんにされるわけだ。あなたにも、私もいろいろ対応してきましたけれども、そういうことから含めていくなれば、どこで防波堤をつくるのか、幸田町がですよ。幸田町がそういう人たちの暮らしを守るためにどこへ防波堤をつくって、その防波堤はどれだけ頑丈で、高いか低いかということも考えていただきたいということを申し上げておきます。

それから、もう一つは、国保税が特別徴収、特徴の対象になっている税目はございますか。

○議長（池田久男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 減免の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、やはりそれぞれ御家庭とか、また働いておられる直接の個人の方々のいろんな状況というものがあろうかと思えます。そういったものを十分把握をして、納付につなげていただける、やむを得ない場合については減免を申請していただく、その辺については配慮していくというような考え方で今後とも当たっていきたいというふうに思っております。

それから、年金からの天引き、そういったものが特別徴収と言われれば、そういったものに該当するのかなというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、国保会計でお話をさせていただいております。国保税を年金から天引きする制度はございますかということなんです。

何か、あなたの言い方は、それはあるような言い方をされるわけだ。特別徴収、つまり天引きされる、いや応なく勝手にばっばっば天引きしちゃうと、だから収納率はだ一んと上がるわけだ。だけれども、国保税にそういう天引き制度、特別徴収という制度がありますかどうかということをお尋ねしとるわけだ。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） ちょっと急に今御質問いただきまして、私はあるというふうに理解しておりますけれども、ちょっと一度また確認をしてみたいと思います。申しわけありません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 自民党・公明党の悪政、民主党の悪政をあなたが引き継いで、幸田町が全国に先駆けて年金から国保税を天引きせよと、特別徴収せよということを号令をかけられるのかなと思って、法律があろうとなかろうと、そんなこと、おれが天下だと、こういうことじゃ困るんでね、今、政府や自民党や公明党や民主党がねらっているのは、国保税の滞納が全国的に大変深刻な状況だという点から言って、介護保険と同じように、取りっぱぐれがないように年金から天引きしちゃえと、こういうのがテーブルにはのっておっても、なかなか議論の対象にはならんわけなんですよ。

ということは、国保税には特別徴収はなくて、みんな普通徴収。普通徴収の上で、口座引き落としなのか、それとも窓口で現金払いなのかという、いわゆる普通徴収が一本化ですよ。そういう中だからこそ、住民の暮らしの反映が収納率に反映しとるわけですよ。一方、介護保険は、一定の年金金額があれば、いや応なく年金から天引きしちゃうから、収納率は極めて高い。

だから、国保税と介護保険の収納率は同じですねなんていう感覚で物を言われたら、国保税に入っとる人たちは首くくらないかんわけだ。という点から含めていくなれば、私はそうしたことも含めて、後に予定をされております予算特別委員会ですっきりやっていきますが、一応答弁だけは、メモ用紙が届いたようですので、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 国保につきましては、65歳以上の世帯の方につきましては、年金天引き制度がございます。ただ、若者がお見えになります世帯につきましては、天引きはしないというふうな制度になっておるようでございます。申しわけありませんでした。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今予算における国保の世帯数と加入者数についてお尋ねをしたい

というふうに思います。

また、この国保税の今回の予算でございますけれども、前年度に比較をいたしますと、国保税が2,890万円の増というふうに組まれているわけでございますが、前年度は大幅な国保税の引き上げというのがありました。限度額も、国に倣って77万円というふうになってきたわけでありまして、今回はこの国保税はどうかということでありまして、その点について、据え置きで、先ほどの伊藤議員の質問にもあったように、所得の伸びということで組んであるためにこのようになったのかということでありまして。

次に、限度額を超える対象者数についても、お答えがいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 国民健康保険の予算の関係につきましての世帯数、また被保険者数でございますけれども、国保世帯につきましては4,700世帯、また被保険者数につきましては9,000人の方を見込んで計上させていただいております。

それから、限度額の関係でございますけれども、これにつきましては、国のほうではいろいろと考えておられるというようなところもありますけれども、現時点では、その辺についての改正ということは予定をいたしておりません。

それから、限度額を超える世帯でございますけれども、約130世帯を見込んでおります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この予算を組むときに、必ずやはりこの世帯数と対象者、加入者というのは見込んで算定をするわけでありまして、その点について言えば、説明のときにきちっと説明をしていただきたいというふうに思います。

この世帯数と加入者数は、前年度に比較をしてどれぐらいのアップを見込まれたのかということでありまして。退職者について言えば、上がってきているわけでありまして、そうした点から、現在、団塊の世代が退職をしてくる中で、国保に加入する人がふえているというふうに思われるわけでありまして、そうした点でどうかということでありまして。

それから、今回、県のほうが福祉医療の関係を一定見直すというようなことで言っているわけでありまして、先ほども質疑の中で福祉医療のことが若干言われましたけれども、県が補助制度をなくしてしまえば、当然、これは幸田町の国保にも影響があるわけでありまして、そうした点でどう対応していくのか、きちっと県に対しても言っていくべきではなかろうか、また県が廃止をしたとしても、やっぱりこれは引き続き町独自の制度として対応していくべきであるというふうに思うわけでありまして、そうした点での対応というものについてお聞きしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） ちょっと手持ちとしてあれですけれども、平成23年当初の数値との比較でございますけれども、国保世帯につきましては、4,650世帯を4,700世帯ということでございまして、50世帯を増というふうでございます。

また、被保険者数につきましても、同じく50人、8,950人の昨年度の見込みということでございましたけれども、50人ほどふやさせていただいて、9,000人ということでございます。

それから、福祉医療制度の見直しに伴っての関係について、県などへの要望等もしていくべきではないかという御指摘でございます。

これは、一昨日の質問の中にもございましたけれども、まだまだ状況というものが、一部負担金を導入するというようなお話もあるようでございますけれども、具体的なものがまだ見えてこないということもございます。大変町にとっても影響の大きいことであることは認識をいたしておりますが、24年度には、そういった担当者を交えてのそういった説明会も予定されておるようなことも聞くところでございます。そうした機会などによって制度の内容を確認した上で、判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 前年度予算について言えば、所得が減って、そしてその分、加入者に負担がかかるとして、一般会計からせめて県平均並みの繰り入れをしたいということで、繰り入れをされました。

今予算で言えば、今回の一般会計からのその他繰り入れにつきましては、1億1,500万円になっているわけでありましてけれども、この対応が県全体の対応として言えば、幸田町のその繰り入れとしてはどれぐらいになるのか。県平均なのか、それともまた今度は下がってくるのかということでございますが、そうした点ではいかがでしょうか。

このその他繰り入れの内容をそれぞれに説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回の繰り入れの関係でございますけれども、これが県下におきましてどの程度になるかという御質問でございますけれども、ただまだ現在、各市町村とも予算の審議を、今、私ども幸田町と同様、御審議をされておるような状況でございます。全体の部分について把握をいたしておるところではございませんので、この辺につきましては御容赦をいただきたいと思っております。

それから、申しわけございません、ちょっと繰入金の関係の数字が出てきませんので、申しわけありませんが、ちょっとお許しをいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 前年度に比較をして今予算では、50世帯がふえて、そして加入者は50人ふえたということでありましたけれども、この50世帯というのは、単身世帯だけがふえたのかということでございますけれども、その点はどうかという、切り離してふえたのかどうかわかりませんが、世帯数と加入者数が同人数になっているという点の説明がいただきたい。

それから、この一般会計からの繰り入れによって、1人当たりの繰入額は幾らになるかと。それぐらいは計算していらっしゃるやね、前年度もやりましたので。お答えがいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 繰入金の関係につきましては、1億1,500万円という形でのその他一般会計繰入金を予算計上させていただいておりますが、このうちの財政福祉医療波及分としての部分につきまして5,000万円、それから住所地特例の関係などにつきましての部分が500万円、その他財政援助分といたしまして6,000万円を見込んでおるところでございます。

法定外繰り入れの関係につきましての1人当たりの金額といたしましては、1万2,777円ほどを見込んでおるところでございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） その辺のいろいろな考え方はあろうかと思いますが、これまでの人口の全体的な伸びの中で、細かく正確な数字を見込むということは当然できないわけございまして、その辺について、これまでの人口の伸びなどを考え合わせまして、こういった数字を見込ませていただいたということで御理解いただきたいと思いません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 後期高齢者医療制度は、2年に1回の見直しであります。来年度につきましては、その見直しの年でございますけれども、ことし2月9日に連合の議会がございました。その中で、保険料の引き上げについての議会であろうと思いますが、この保険料の引き上げと引き上げ率についてお尋ねしたいというふうに思います。また、限度額について、幾らになるのか、お尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 後期高齢者医療制度の関係の保険料の関係でございますけれども、24年度・25年度の、この2年度の計画期間につきましての保険料率の関係でございますが、所得割につきましては、7.85%、8.55%、0.7%の増でございます。

それから、被保険者均等割の関係でございますが、4万1,844円を4万3,510円、1,666円の引き上げということでございます。

また、限度額につきましては、50万円を55万円ということで、5万円の引き上げということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今聞いておりますと、非常に高齢者に高負担という大增税ではなからうかというような感じがございます。

そこで、全国的にも非常に後期高齢者への引き上げが大幅だということで大問題になっているわけでありまして、幸田町で言えば、この加入者に対して、平均が幾ら

になるのかということでございますけれども、そうした試算はなされているかということでございます。

また、この後期高齢者医療制度について言えば、非常に大きな問題があって、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険制度にして、そしていわゆるうば捨て山と言われる制度だということで、非常に大きな批判があったところでございます。

そういう中で、民主党政権は、この廃止を言い始めましたけれども、残念ながら今もってまだまだこうした廃止に至るどころか、その根幹を引きずりながら新たな医療制度ということが考えられているわけでありまして、そうした中におきましても、この現行の医療制度は2年置きには見直しがなされて、大幅引き上げというような今の実態でございまして、1人当たりどれぐらいの負担になるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） まだ町としての詳細な部分についてのははじき出ししておりませんが、広域連合のほうから示された内容でいきますと、1人当たりの平均は、これまでが7万5,775円であったものが8万2,100円といったような1人当たりの金額というふうなことで聞いております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 限度額も50万円から55万円に一気に引き上げということで、これは加入者数がふえれば保険料が上がる、また医療費が、そしてまた保険料にはね返ってくる。こういう中で、悪循環ということでありまして、またこれが滞納があれば、今度は国保にもない過酷な仕返しがあるというような制度になっているわけでありまして、

そこでお聞きしたいわけでありまして、前々から問題にしております、この滞納の問題でございまして、一気にこのように引き上げがなされると、ますます払えない高齢者がふえてくるかというふうに思いますが、今、現行では何人の滞納があって、そしてその滞納者に対する周知というのがどのようになされているのかと、お尋ねしたいというふうに思います。

この制度は、自治体の手を離れて広域連合で対応しているわけでありまして、しかしながら生活をするこの自治体においてきちっと相談がなされながら対応していくということからすれば、町として会計を設けるだけではいけませんので、やはり住民が安心して医療がかかれるようにすべきだというふうに思います。そうした点で、どのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 金額的には非常に高額な引き上げというようなことであるわけではございますが、今回の改正の中で限度額の改正につきまして申し上げますと、中間所得者の保険料の負担額を緩和することによりまして、国の政令改正に合わせまして賦課限度額の改定も行っておるということでございまして、限度額を現行のままの50万円とした場合、所得割合が8.76%というようなことになる。こういったことを抑えるという関係で、所得限度額のほうもあわせて改正が行われたということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

それから、滞納者の人数の関係につきましてでございますが、ちょっと人数の数字を

持っておりませんが、平成23年度の11月末現在の幸田町におけます収納率につきましては、97.46%ということでございます。また、過年度分につきましては90.72%、滞納繰越分が48.78%といったような状況でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、悪質滞納ということでペナルティーがかけられるわけでありまして、払いたくても払えないという方たちがこうした滞納を生み出してくるわけでありまして、そうした点から、幸田町におきましては、ペナルティーのあるお年寄りがあるかと、滞納者があるかということでありまして、そうした把握はされておりますでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） ペナルティーの関係についての、今、該当ということは聞いておりません。

ただ、滞納者の関係については、平成22年度が97.69%でございましたので、0.23%ほど減っておるということにもなってくるかと思いますが、その年どしの状況ということも当然あるわけでございます。先ほどの国保の例ではございませんけれども、やはり状況を把握しながら、そういった方々への対応ということは考えていく必要があるということは思っておりますが、現時点では、そういった状況把握にとどまっておるということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 保険証を取り上げられれば、当然、医療機関にかかったときには、10割支払わなければならないわけでありまして、我慢に我慢を重ねて駆け込んだら、もう手おくれだったと、そういうことにならないように、やはり金の切れ目が命の切れ目にならない、そうした対応を自治体がきちっと把握をしながらやっていくべきだというふうに思っておりますので、把握をしていないという実態ではなくて、やはりその辺はきちっと把握をしながら対応していただきたいというふうに思います。特に、今回の大幅引き上げによって滞納者が予想されるわけでありまして、その辺の対応をきちっとしていただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） そのように努力をしていきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時54分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第24号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 新年度から、介護保険3年に一遍の見直しを含めて、5期目に入っ

てきます。4期目から5期目に当たって、どういうことで制度的に大きな変わりがあったか。それは、国がもう施設整備をするのは嫌だと。施設整備するのは金がかかってしょうがないし、嫌だから、みんな在宅介護だということで、どんどん施設から、今、待機者がわんさとおるわけでしょう。待機者はどんどんふえ続けながら、施設はふやさない。ふやさなかったら、どこがやるのかと言ったら、みんな家庭のほうへ、在宅介護、在宅介護と言って押し込んでいくわけだ。

在宅のほうに押し込んで、じゃあ在宅に切りかわったことによって、サービスメニューがこれだけたくさんふやしましたと。充実しておりますから、施設に頼らず在宅で支援をします所以说って、その支援メニューはどうなのか。

使い勝手が悪くて、時間は短縮される。今まで30分でやられていた生活の関係が、今、15分だわ。あれやっちゃいかん、これやっちゃいかん、やらずべからずのメニューをやっておいて、まさに顔を出したよと、はい元気でね、また来るでねと、こういうのが5期目のサービス内容ですよ。そういうふうに、どんどんどんどん切り刻んでいく。切り刻んでいくときに、行政なり国はさらなるペナルティーをかけてきたわけでしょう。

この予算でいきますと、国庫支出金で介護給付負担金が1,000万円、2億3,700万円から2億2,700万円に1,000万円減額をされております。多分これだろうというふうに思いますが、十分な説明がなかったものですから、もし違えば、また違う方向でお話をさせていただきますが、まずこの国庫支出金の中の介護給付負担金が1,000万円減額になったというのは、4期目から5期目、そして施設サービスから在宅介護へと、こういう施設追い出し、在宅負担と、こういう仕組みの中でこれが減額されてきた要素というのは、要因というのは、どこにありますか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 基本的には、介護給付というものが年々増加しておるのは、先ほど議員からの御指摘もあるとおりでございまして、そういった中で、国のほうの財政需要、こういったようなことも加味されながら、そしてその部分を地方なり、また保険料なり、こういったものの中で賄うような形の中でとられた措置ではなからうかというふうに理解をしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした中で、この5期目に当たって制度的に負担の変更がされたものがございますよね。それまでは、全額国庫負担でありました処遇改善交付金が、ここでいきますと支払基金交付金という形になってくると思うんですが、介護給付負担金ということで、6,211万3,000円減ということですが、これは国のそうした制度改正、その制度改正というのは、まさに毒まんじゅうですが、その制度改正に対応する内容になっているのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 処遇改善交付金の関係につきましては、前回の第4期の報酬改善のときにおきましては、こういったものが投入をされまして、保険料の抑制というものに図られたというようなことは聞いております。

ただ、今回につきましては、東日本大震災など、こういった影響などもありまして、そういった措置もなく、保険料を御負担をせざるを得ないというような状況にもなってきたというふうなこともあろうかと思えます。そうしたことが一つの要因ではなからうかなということも思っておるところであります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、今まで全額で国が措置をしてきた処遇改善交付金、これを都道府県、市町村が分け分けしてしまえという形で、その負担を押しつけてきた。この処遇改善交付金というのは、介護事業所に加算をされる介護報酬の財源。その財源は何かと言ったら、保険料と利用料です。それは、国と地方が公費で賄うよということですが、交付金を廃止をして介護報酬の加算で手当をすれば、どうなっていくのか。予算でいきますと、なかなか見えにくいわけですし、あなた方も十分なその説明はされていない。

したがって、先ほど申し上げたように、国庫支出金の1,000万円の減、支払交付金の6,200万円余り減、この内容について、全額、今まで国が措置をしてきた処遇改善交付金が都道府県に、市町村に押しつけられてきた。それは予算上、どういう反映をしておりますかということが、私が質問をする内容であります。答弁いただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） そういった交付金などがなくなってきたというような状況の中で、やはりそれと合わせて介護報酬の見直しとか、そういったものもなされてきておるところでございまして、そうした部分について、いろんな部分が見直されてきた。そうした介護報酬などの引き上げなどによりまして、それをその中に取り込んだといったようなお話も一部お聞きするところもございまして。

ですから、そうした部分でカバーはされておるかなということもあるわけですが、御指摘のように、やはりそういった部分が市町村のほうに、そういった県なり、また町のほうに負担を求められてきておる部分はあろうかということは思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議会の中でも、5期目の3年間の介護保険料の料率が、今、議会にかけられて、審議が済み、今度から委員会の質疑に入ってくるわけですが、先ほど申し上げたように、処遇改善の関係は、今まで国は1,900億円全額措置をしてきたわけですよ。それを国がちびっと持って、あと都道府県と市町村に押しつけてきたのが1,400億円、つまり1,900億円国が負担しておったものをわずか500億円にしておいて、あと足らずまいの1,400億円は都道府県と市町村に押しつけてきた。押しつけてきたものが、少なくともこの幸田町に限っていけば、介護保険料の中には私は加味されていないなど、善意に解釈すればよ、必ずしもあなたの答弁でいくと、そんなこと言われるとありがたいけれども、下手に言うと、後で落とし穴に入っちゃうなと思って警戒しとるかどうかはともかくとしまして、現実はこの議会で議決がされれば、24年・25年・26年の3年間は、月額保険料、年額保険料は、固定をするわけだ。

固定をしたときに、こういう制度改悪が、国が手を引く、市町村、都道府県に1,500億円負担を押しつける。どこが逃げ道かと言ったら、あと準備基金しかねえわけだ。

あるいは、準備基金を使わなくても、一般会計からこれは繰り入れができるはずなんだ。そういう道しかないはずなんですよね。そういう状況は、予算を編成する段階で、あるいは制度が今、民主党政権、混迷を深めたもんだ。ころころころころ制度が変わってくるわけだ。変わってきた中でも、対応するような対処をされておるかどうかという点で、再度、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 確かに、保険料は、この3年間の期間内におきましては、今回お示しをさせていただいております保険料額をもとに御負担をお願いするというところでございます。

さきの質疑の中にもございましたけれども、まだまだ施設の問題ですとか、いろんなそういったまだほかの要素もあるわけでございまして、そういったものの部分というのは、それと新たな制度、総合事業を取り入れるにしても、ほかの市町村もそうですけれども、そういった制度を今直ちにということはできない状況でございます。そうしたものの中で、具体的にどういったものを取り組むのか、新たなものを取り組んだ場合には、経費がまたそこに必要になってくるわけですが、そうした経費というものが今後も出てくることは予想されるところでございます。

そうした経費を充てるということになれば、やはり今御指摘のように、準備基金を充てざるを得ない、場合によっては繰り入れしかないというふうなことになるわけでございます。その選択ということは、仰せのとおりでございます。私どもとしては、そういった意味で、基金の活用を念頭に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 本来的には、私も口を滑らしたもので、すくっとのったが、基金で対応すべき内容じゃないです。本来は、基金は別な関係でやっていくべきだ。一般会計から繰り入れをすべきだ。基金というものは、本来的に、制度が変わったから、準備基金で対応するという事じゃなくて、制度を変えたのは国の責任。国の責任というのは、町、自治体もついて回ってくる。ついて回ってきたときに、貯金を取り崩すんじゃなくて、自分から含めて、一般会計から繰り入れて、今の国政が悪いと。まさに、お説のとおりだと。だけれども、介護保険の加入者に負担かけずという点からいけば、いわゆる制度改悪に伴う財政負担は一般会計で措置をすべき、基金で措置をすべきではないと。基金は、あなた方があこぎなどとは言いませんが、過酷な保険料を取って、3年間の計画だったけれども、計画の見込み違いがあって基金でため込んだと。言ってみれば、その基金はだれに対して返すのかと言ったら、加入者に対して返さないかん。制度改悪の問題は、加入者の問題じゃない。上げて政策、そういうものの責任だということだけ念頭に置いていただきたい。基金に手をつけちゃいかんということを申し上げて、次に、介護事業者の不正請求の関係であります。

この関係は、2月14日の文教福祉協議会の資料にも、協議事項にも載っております。介護事業者というのは豊岡会と。豊岡会が県下、この辺の近隣を含めて不正請求をやり、幸田町の被害額は約1,050万円、1,049万5,435円ということですが、言ってみれば1,050万円。この1,050万円を15年間かかって相手方に支払わせる。

15年間は何でだと言ったら、被害額が大き過ぎると。悪徳商法がばれちゃって、ばれもとだという形ですが、幸田町も過去にはシルバーネットが幸田町に介護請求をやって、その不正請求がばれて、私の記憶でいけば、300万円、シルバーネットが不正請求したと。これは、介護保険が制度を発足して間もない時期に起きた不祥事ですよ。

そのときは、被害の関係も、どこまで及んだか、及んだとしても、事業者の守備範囲は、その当時は幸田と岡崎と、今は随分西三河にも広がっておりますし、東三河にもあります。しかし、その当時は事業のウイングはそれほど広くなかったということで、単年度で300万円が返還されたと。今回は1,050万円と、対応する自治体も数が多いという中で、債権をどう保障していくのか。

債権をどう保障するのかという点でいきますと、文福の資料でいきますと、担保を打つと。相手方の資産・財産を含めて、担保を設定すると。いわゆる抵当設定するということですが、この事業者が、幸田町を含めた自治体に対する介護請求だけであるのか。ほかの事案として、ほかにかかわる事業者にも債務を負うようなことを、債権を取られるようなことがあったときに、担保を打ったらからいいですよと、抵当権を打ったらからいいですよというわけにはいかんわけなんだ。今お尋ねするのは、抵当権設定をしますと。その抵当権設定は第何位になりますか、順位は。

本来なら、根抵当を打てばいい。15年からあるから、15年の根抵当を打たんことには、全部引っこ抜かれちゃう。まだほかにも対応する債権者がわんさとおったときに、担保を打ってあるから大丈夫ですよと言ったら、後、落ち穂を拾っただけだと。そういうぬかりをやるのは、行政はそういうことは意外にずぼらなんだ。抵当権を打ってありますわと言って保全されたようなイメージを持つけれども、第何位の担保ですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 返済に係る担保の関係につきましては、豊岡会、またこの豊岡会に関連をする企業の所有する資産に対しまして、抵当権を関係市町村が一括をして設定をいたしております。大変申しわけないですが、その順位がどれだけだということについては、ちょっと申しわけありません、承知をいたしていません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、親方日の丸、役人根性だな。形だけおさめて、第何位かどうかからんというのは、総額で15億400万円、これだけ豊岡会に債権が生じている。一括返済せよと言ったら、相手がつぶれちゃう、解散しちゃうから、それを思いやってみる。それは、別に殺すことが意味をなさんわけなんで。

そうしたときに、担保をきちっと保全をするために抵当を打ちましたよと。それは順序だったやり方だ。その抵当が第何位の抵当なのか。15年間、15億400万円という債権の押さえという点からいけば、私は根抵当を打ってきちっとするというのがまず第1、そして順位がどの程度かということぐらいわかっておらないと、後は全部あなた任せ、岡崎が陣頭指揮ととるかどうかは知りません。知りませんが、それはあなた方はまさに親方日の丸、役人根性と、こういうことに尽きるんじゃないの。

相手を思いやるのは間違っへんけれども、町民に思いやりよりも、豊岡会という不正を働いた介護事業者には、まさに町民をはるかにしのぐ思いやりを持って、取れるか

取れんかわからんけれども、一応格好をつけて抵当権を設定をいたしました、こういうことなんだ。そこら辺は、幸田町がそうしましたというわけにはいかんわけだな。それぞれ協議をしてきた内容が、今、出ておる。

そうしたときに、債権が間違いなくきちっと押さえられるかどうかという点を含めて、私は保障すべきだと。銀行の関係から言ったら、もう押さえられておるんですよ、ほかの債権のほうは。何を押さえるんだと。資産を押さえると言ったら、資産の押さえ方も、3位だ、4位だ、5位だと言ったら、落ち穂を拾うだけだ。落ち穂も拾えんかもしれん。だけれども、あなた方は大義名分が立つわけだ。担保設定いたしました、空っぽでしたと、空くじでしたと、当たり外れがあるのが担保の設定の仕方だなんて、そんなばかなことを言っとっちゃいかんわけなんで、そうした点では、不正請求に対して、相手方の不正に対してきちっとした対処と、取りっぱぐれのないような手だてはどうされるのか。今後、相関係する自治体と粗利を含めて取りっぱぐれがないように、自分たちは大義名分は立てて、抵当権だけ設定してありますわ、後は万々歳ですわというわけにはいかんよ。どうされる。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 他の今回の不正請求に係る部分以外にどれだけの担保なりが設定されておるかどうか、こういったことについて、ちょっと私、先ほど申しましたように、承知をいたしておりません。

ただ、抵当権につきましては、一括して各市町村、今回の影響のあった市町村が一丸となって抵当権を設定していくといったような状況でございますので、その配分というものがどういう形になるかちょっとわかりませんが、もしそういった債務返済が滞ったというようなことになれば、そういった中でまた協議がなされ、弁済がされていくというふうにご考えておるところでございます。

今後の問題につきましては、今回、こういったような大きな、昔でいきますとユニシスだったですか、そういったような介護保険にかかわる大きなそういったものがあったわけでございますが、今回、また非常に大きなこういった問題が発生したということでございます。

昨日でしたか、県のほうといたしましても新聞に載っておりましたが、こういったことがないように、今後、また実地指導につきましてもさらに強化をしていくといったような発言もなされておるところでもございます。

こういったことを、今後もまた担当者による会議ということも随時開催をしていくわけでございますけれども、そういった中でも、今おっしゃられるようなことも必要に応じて述べてまいりたいというふうにご考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 社会保障・税一体改革であります。これは介護サービスの削減と負担増も打ち出してまいりました。この第5期の介護保険事業計画では具体的にしなかつたものの、幸田町におきましては、国においては施設介護から在宅へと取り組みが

移行してきて、一層強められようとしているものであります。

そこでお聞きをするわけでありませうけれども、この予算に対して、前年度予算で言えば、保険給付費が減少してきております。そういう中で、地域支援事業費はふえてきているわけですが、これはその一つのあらわれになるのかということですが、お聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 地域支援事業の予算との関係でございますけれども、さまざまなサービスというものが必要な部分が増加をいたしております。直接、今の一体改革との関係ということではございませんけれども、そういった需要に対する考え方の中で、そういった予算配分をさせていただいたということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この国の指導で施設介護からそして在宅への、この切りかえで、施設の入所率、これを5年間にわたって減少させなさいと、こういうようなのがありましたね。その幸田町においては、今現在、どれだけ入所して、それをこの何年度にはどれだけにしなさいという、こういう目標値も示されているわけですが、現在、それがどうなるのかということでもあります。

特に、この一体改革の中では、この関係がどうなっていくのかということでもあります。これが達成させられなければ、またペナルティーがかけられると、こういうような仕組みにもなっているわけでありまして、第5期との関連性についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 施設介護から在宅介護へといったような、今、国の方針というのがあるのは事実でございます。介護を要する状態になりましても、できる限り自宅で自立をした日常生活が営めるようなことを思われるのは、だれしも同じだと思います。そういった意味で、在宅の介護を希望される方も非常に多いということがあります。

ただ、そうかと言って、やはりそれぞれの家庭の事情ですとか、その状態によりましては、施設への入所ということが求められる、そういったことになるわけでございます。御案内のとおり、本町の、昨年、新聞記事にもありますように、90名ぐらいの施設特養のほうの待機者がおるといふような新聞報道もなされておるところでございます。

県におきましても、特養のほうの待機者が多いという、こういった状況を見まして、施設利用の増加を計画に盛り込むよう指導もなされてきておるところでございます。私どもとしては、そういった意味で施設介護という部分もバランスをとりながらこの計画に反映してきたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 西三河南部地域の中では、名古屋市に次いで待機者が多い地域ということで、今回の第5期の計画の中に幸田町としても特別養護老人ホームの増設ということ盛り込まれました。それが3年間の間で実現になるかどうかわかりませんが、しかしながら計画の中に反映されたということは、私は一つの評価するものでありますが、しかしながら国のほうにおいては、前の担当者も言っていましたけれども、

実際、入所、国の目標値と幸田町の現実の入所者数と兼ね合わせた場合は、なかなか難しいと、むげにそういうことはできないということを説明の中でも言っていたわけでありまして、それが一つの特養の増設という形であられたかというふうに思うわけでありまして。

しかしながら、国においては、施設介護から在宅へというのが方向であります。その在宅も、ホームヘルプサービスにおいては15分の短縮などが言われてくる中で、非常に不十分な体制の中で在宅介護が実施をされようとしているわけでありまして。しかも、これは地域によって、その在宅介護が十分か不十分か、いろいろあるわけでありまして。

そういう中で、24時間体制の介護も、これは幸田町においては実施ができない状況にあるわけでありまして、そうした点からしても、やはりだれしもが施設介護ということ望んでいくのは当たり前ではなからうかというふうに思います。しかしながら、この国のペナルティーが科せられる目標率との関連性は、どうこの中に反映をされたか、その点について伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） この第5期の計画の中におきましても、今、議員がおっしゃられますように、基本的には私どもとしては第4期を継承してきておるわけでありまして、そういった中に新たな取り組みということで、日常生活支援総合事業ですとか、今申されましたような24時間の訪問介護、また夜間巡回型の訪問介護、いろいろなもの示されてきておるわけでありまして。

そうした中で、本町に限らず、ほかの市町におきましても、この制度にやはり取り組んでいただける事業者の問題ですとか、そういった基盤というものが整っていないという状況でございますので、そうしたものが取り組めないというのが実態でございます。国のほうから確かにそういった部分での施設介護から在宅介護への移行は示されておりますが、現実問題として今取り組めないのが実態というのが明らかかなところでございます。私どもとしても、ただ手をこまねているわけにはいきませんので、そういったものの中でどういったものが取り組めるかということは担当としては考えていかなければならないわけでありまして、実態として、今、そういった意味から、この第5期の中に当初からこういったものの取り組みというものが計画の中に盛り込めなかったということでございますので、そういった状況にあるということだけ御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護保険料は8.6%の引き上げということで、予算も組まれております。一方、歳出のほうでは、保険給付費が6,600万円も減少をしている。一方、その中で、地域支援事業費は1,300万円の増ということでありますけれども、この予算組みについての説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 収入の関係につきましては、やはり高齢者の方々の高齢者人口の増加、こういったものが今後も、要介護者の増加ということも出てこようかと思っております。そうした部分での、またそれから保険料の関係の今回の見直しによりまして収入

というものを見込みをさせていただいたということでございます。

また、そして歳出の関係につきましては、やはり私どもとしては、そういった施設介護ですとか、それから地域における今の既存の制度の充実、こういったものはどういったものが取り組めるかというようなことも探りながら進めていく必要があるということでの部分を見込ませていただいた。場合によっては、先ほど特養ということも申し上げましたけれども、認知症関係のグループホームとか、そういったような施設の整備ということも必要になってこようかと思えます。いろんな部分があるかと思えますので、そういった部分を加味しながら予算立てをさせていただいたということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 介護保険料が引き上がった分だけ国庫支出金が削減をされているわけですよね、歳入を見ますと。この要因というのはどうなのかということであります。

本来、だんだん高齢者がふえてきて、介護保険を必要とする人がふえてくるわけでありまして、保険給付費が増大すれば、当然、これは保険料に反映をするということでもあります。しかしながら、今予算で言えば、国庫支出金が減少した分が今度は介護保険料のアップということで賄われているということでもあります。この国の支出金の減った要因というのも明らかにしていただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉浦 護君） 今回の関係につきましては、先ほど伊藤議員の関係にもちょっと関連をするかもしれませんが、前回の第4期の介護報酬の改定の際には、介護職員の確保するための3%の引き上げが行われたところでもございます。40歳以上の被保険者の負担する保険料の上昇分、先ほど出ておりましたような処遇改善ですとか、そういったような経費の関係につきまして、一定の金額が投入をされ、抑制をされたわけでございます。

また、前回につきましては、介護処遇改善交付金につきましては、税金で賄われたといったようなことでございまして、それによって引き上げが抑制されたというような部分もあろうかと思えます。また、それから国のほうの財政需要という部分もあろうかと思えます。

いずれにいたしましても、そういった部分のさまざまな要因はあろうかと思えますが、そういったものが反映されてきておるといふふうに理解をしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 詳しくは予算特別委員会に回しますけれども、しかしながら今回、地域支援事業費を充実をされる一方、保険給付費の削減で施設介護から在宅への取り組みが強化されてくる、この予算であることには間違いのないはなからうかなというふうな推測されるわけでありまして、それはこの歳出のほうの中身を見てみなければきちっとはわかりませんが、しかしながらこの第5期の1年目に当たります今予算につきましては、非常に高齢者の負担が引き上げられた。その一方では、安心して介護が受けられるような体制になってきているかと言うと、そうではないような気もするわけでありまして、やはり高齢者が安心して介護が受けられる体制にしていく、その

手だてで取り組んでいただきたいということをお願いする次第であります、その点についてもまた予算特別委員会に回したいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第25号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第26号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第26号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第27号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 下水道事業会計と、それから農業集落排水の関係でお尋ねしたいんですが、予算書を見ますと、利用者の負担金とか使用料とか、この部分、要は、地元の人が負担するものでありますが、これが歳入全体に占める割合というのを見てみますと、下水道の場合、24年度が33.9%、前年度が23.6%と、極端に数値が異なっています。それから、農業集落排水についても、20数%で低いわけですが、要は、市街化区域に住んでいる人と調整区域に住んでいる人と同じような、道路1本隔てて生活をしているような状況で、どうしてこういうふうな数値の異なりが出てくるのか、これが制度上のものなのか、国が決めたのか、それともそういうもののバランスというものを町単独で決めることができているのか、そのあたりの考え方と状況がよくわかりませんでしたので、ここに質問をいたします。基本的な考え方を説明していただければ理解できると思います。よろしくお願いします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 下水道事業の利用者負担金ということですが、これは公共下水道では下水道事業受益者負担金、集落排水事業では受益者分担金ということでございますが、まず下水道の受益者負担金については、下水道事業区域内の受益者の方に下水道管渠整備に要する費用の一部を負担していただきます。そして、供用開始一、二年前に賦課するというので、1回限りのものでございます。算出方法については、土地面積に対して市街化区域は350円、平方メートル当たりですね。それから、市街化調整区域は400円を乗じた額ということでございます。

それと、集落排水事業の受益者分担金については、13地区の建設当時にそれぞれ分担金の計算をしていますが、現在、13地区がすべて完了していますので、今回、予算に計上するものについては、新たに公共汚水ます、例えば分家の方が市街化調整区域に新たに建築される場合の公共汚水ますとか、そこへ接続する管渠、そういうものに関する費用に対して納めていただくということで、算出方法としましては、それぞれの地区分担金額というのが各地区にございまして、それに公共汚水ます等の設置費用の8%を加算した額であるということでございます。

それで、収入全体の中に占める利用者負担割合というんですか、受益者負担金と使用料の状況についてでございますが、あくまでも受益者負担金と使用料の合計額の割合について、下水と集落排水事業では財源項目が異なります。

例えば、予算書を見ていただくとおわかりになると思うんですが、公共下水道などには国庫補助金として計上してあり、集落排水にはないという点、それから受益者負担金の算定方法が、先ほど説明しましたような内容で、異なる。それから、使用料の接続戸数も、市街化区域と調整区域では随分異なります。それから、工事の実施状況が、集落排水のほうはほぼ建設が終わって、現在、維持管理事業ということで、そんなに建設費用がかからないということにおいて、そういうもので、実際、下水道事業と集落排水事業のそういう受益者負担金と使用料の合計を比較するということはなかなか困難というふうに考えていますので、したがって下水道事業のほうが高いということは判断できません。

ただし、平成24年度の下水道事業において、前年度予算との比較ということでは、負担金と使用料の割合がふえたという理由につきましては、下水道工事が随分縮小されています。それと、国庫補助金も大幅に減っているということ、それから負担金の賦課区域が、今回若干、駅前も含めてふえたということで、この受益者負担金は常時、毎年賦課区域があれば追加をしますけれども、今回、駅前の分が昨年よりはふえたということと、使用料の増額によって全体的には割合がふえたということは言える状況にあります。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

以上で、第27号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第28号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りいたします。

ただいま一括議題となっております第1号議案から第12号議案の12件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託いたしました議案の審議結果を3月23日までに取りまとめ、3月26日の本会議で報告をお願いいたします。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。



日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第20号議案から第28号議案までの9件は、内容も多岐にわたりますので、慎重審議を期するため予算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、平成24年度当初予算の9件は、議員15名を予算特別委員に選任し、付託することに決定いたしました。

ただいま設置された予算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いいたします。

委員長の互選は、3月12日午前9時より議場においてお願いいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長議員である12番、内田 等君をお願いいたします。

審議の結果は、3月23日までに取りまとめ、3月26日の本会議で報告を願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月26日月曜日午前9時から会議を再開しますので、よろしく願います。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年3月9日

議 長 池 田 久 男

議 員 志 賀 恒 男

議 員 鈴 木 雅 史